原子炉給水流量計等に係る不正なデータ補正に関する再発防止対策について(概要)

1. 経緯

当社は、株式会社東芝(以下、東芝)製の原子炉給水流量計及び復水流量計の実流量試験において疑義が確認された事象について、事実関係の調査を行うとともにプラントの安全性を確認し、その内容を取りまとめ、平成18年4月11日、経済産業省原子力安全・保安院に報告した。

その後4月20日に、原子力安全・保安院長より、今回の事象を踏まえ、原子炉施設の調達について厳格に管理するよう厳重注意を受けるとともに、品質保証活動における問題点を踏まえた再発防止対策を策定し、報告するよう指示があり、本日内容を取りまとめ、報告書を提出した。

2. 検討体制

当社は、東芝の原子炉給水流量計等に係る不正なデータ補正に関し、副社長を委員長とし、社外弁護士を委員に加えた「東芝製流量計問題対策検討委員会」を設置するとともに、その下部組織として「再発防止対策評価検討チーム」を設置し、再発防止対策の検討を実施した。

3. 調查・確認結果

今般、再発防止対策の検討・立案にあたり、東芝における原因調査結果と、当社における当時の調達管理の品質保証活動状況を整理するとともに、これらを踏まえた当社の反省点を明確にした。

3.1 東芝における今回の不正な行為に対する原因調査結果

当社は、東芝から報告を受けた東芝における試験結果の不正なデータ補正の原因究明の結果から、東芝社内において以下の問題点があり、長年にわたり繰り返されていたことを確認した。

- (1) コンプライアンス遵守・技術者倫理の不徹底
- (2) 管理者の管理行動の踏み込み不足
- (3) 品質マネジメントシステムの不徹底
- 3.2 当社における当時の調達管理の品質保証活動状況の確認結果

当時の東芝の品質保証活動の確認については、各原子力発電所が実施する不適合に係る臨時監査が主体であり、東芝の本社・工場を対象とした品質保証システムの監査は実施していなかった。

また、東芝における品質保証活動上の問題点として、今回の調査で明らかになった以下の事実について、当社は当時これを認識できていなかった。

- ・東芝の原子力事業部から社内調達を受けた同社火力事業部において、適切な品質保証活動が実施されていなかったことを、原子力事業部が確認していなかった
- ・実流量試験において、検査・試験要員の独立性が確保されていなかった

3.3 当社の調達管理における反省点

- (1) 不正な行為を防止する協力企業全体のコンプライアンス意識の共有化に対する取り組 み不足
- (2) 製品が当社仕様を満たさない場合や納期遅延が生じる場合等において、受注者が当社 に相談できる環境の整備不足

4. 当社における再発防止対策

今般の調査・確認結果を踏まえ、当社として以下の再発防止対策を実施していく。

4.1 東芝に対する当社の取り組み

当社は、東芝に対して以下の要求を行うとともに、東芝が策定した再発防止対策の定着状況も含めて、監査等により確認を行っていく。

- (1) コンプライアンス遵守の徹底
- (2) 管理者の管理行動の徹底
- (3) 品質マネジメントシステムの確立と徹底

4.2 協力企業に対する当社の取り組み

当社は、これまで協力企業(東芝を含む)と一体となった取り組みを行ってきているが、今回の事象に鑑み、調達管理の強化や協力企業とのコミュニケーションの一層の充実等、以下の事項を実施する。

- (1)調達管理を含む品質保証活動の強化
 - ① 安全及び品質に対するマネジメントの強化

安全最優先・企業倫理遵守の価値観の共有や品質マネジメントシステムの徹底をはかるため、当社並びに協力企業の経営層から構成される「原子力安全・品質検討会」を設置し、当社主導の下に協力企業と一体となった品質マネジメント活動を強化・展開する。

② 調達管理プロセスの改善

当社本店と協力企業本社の品質保証部門で構成される「品質保証連絡会」において、協力企業の調達管理に関する課題等についても情報共有を図るとともに、調達管理プロセスの改善策を具体的に検討する。

③ 当社要求事項の明確化

当社仕様書において、以下の事項について要求事項の一層の明確化を図る。

- ・協力企業における社内調達管理の強化
- ・検査/試験要員に対する独立性の要求
- ④ 協力企業に対する監査の見直し

協力企業及びその社内調達先に対して体系的な発注先監査を行うとともに、以下の実施状況について重点的に確認する。

- ・企業倫理、安全文化の醸成・定着に係る継続的活動
- ・協力企業の社内調達先に対する適切な管理とその間のコミュニケーション
- ・検査/試験要員に対する独立性の確保

(2) 当社と協力企業とのコミュニケーションの一層の充実

① 不適合等の発生時に相談しやすい環境の整備

当社の要求仕様に適合しない場合あるいは納期遅延を起こしそうな場合等について、協力企業から当社へ相談しやすい環境を整備し、デザインレビュー委員会(設備の変更等を行う際に、その内容や妥当性等を検討・審議する会議体)等において対応を検討する。

② 協力企業からの意見の募集

協力企業から積極的に意見を吸い上げるため、「原子力エネルギー安全月間(5月)」や「品質月間(11月)」に合わせ、協力企業に対して調達管理上の課題等について意見を求めるキャンペーンを実施する。

5. その他

今回の東芝の不正な行為に関しては、東芝でなければ製作・施工が不可能な場合を除く原子力部門の取引を対象として、既に本年1月31日から発注を停止している。

発注停止の解除については、今後の東芝の再発防止対策の取り組み状況を確認した上で決定する。